

## 鳥取県高校生等奨学給付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県高校生等奨学給付金（以下「本給付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (交付の目的)

第2条 本給付金は、高校生等が高等学校等及び高等学校等専攻科において教育を受けることに係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

### (交付に係る対象者)

第3条 この要綱において、本給付金の交付に係る対象者は次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。以下「高等学校等」という。）の生徒等（以下「高校生等」という。）の保護者等（法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）とする。
  - (2) 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）又は国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の補助対象となる学科（特別支援学校の専攻科を除く。以下「高等学校等専攻科」という。）に通う生徒等（以下「専攻科の生徒」という。）の保護者等（高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱第3条第1項第4号又は国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱第3条第1項第4号に規定する保護者等をいう。）とする。
- 2 前項の規定に関わらず、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる者であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の入所者を除く）が措置されている者及び高等学校等又は高等学校等専攻科を卒業又は修了したことのあつた者については、前項の高校生等又は専攻科の生徒から除くものとする。

### (給付に係る要件)

第4条 この要綱において申請の対象となる者は、基準日において県内に住所を有する保護者等であつて、次のいずれかに該当すること。

- (1) 高校生等が基準日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けていること。
- (2) 高校生等又は専攻科の生徒の保護者等全員の申請年度における道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること。なお、新入生に対する4月分から6月分に相当する額の前倒し給付をする場合は、保護者等全員の前年度における道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること。ただし、前号に規定する者を除く。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変したことによる経済的理由から、本要綱別表2に定める高校生等又は専攻科の生徒の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯に相当すると認められること。ただし、第1号に規定する者を除く。

### (給付の基準日)

第5条 前条で規定する基準日は毎年7月1日とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、各号で定める日とする。

- (1) 基準日以降に入学することが定められている高等学校等又は高等学校等専攻科に入学する者については、当該高等学校等又は高等学校等専攻科に在学する期間中は、入学した月日を基準日とする。
  - (2) 新入生に対する4月分から6月分に相当する額の前倒し給付をする場合の基準日は4月1日とする。
  - (3) 7月2日以降に家計が急変した世帯に対して支援を実施する場合の基準日は、申請のあつた月の翌月の1日とする。ただし、申請のあつた日が月の初日である場合は、申請日を基準日とする。
- 2 基準日に休学している高校生等又は専攻科の生徒については、本申請に係る高校生等又は専攻科の生徒から除く。

### (給付の額及び回数)

第6条 県は第2条の目的の達成に資するため、第4条に規定する者に対し、別表1に掲げる区分により本給付金を交付する。

- 2 給付の回数は、1人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は上限

4回)までとし、高等学校等専攻科に通う生徒は2回(高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回)とする。なお、新入生に対する4月分から6月分に相当する額の前倒し給付をする場合は、分割での交付を可能とする。

3 前項の規定に関わらず、基準日において、高等学校等就学支援金の学び直しへの支援に該当する高校生等については、その期間中、年1回、通算1回(定時制・通信制の生徒は通算2回まで)交付する。

#### (申請及び実績報告)

第7条 本給付金の交付申請は、様式第1の1号から様式第1の4号のいずれかにより、毎年度、原則として基準日後30日以内に行わなければならない。この場合においては、当該書類を規則第5条で規定する申請書とみなす。

2 前項の規定に関わらず、新入生に対する4月分から6月分に相当する額の前倒し給付の交付申請は6月30日までに、7月2日以降に家計が急変した場合の交付申請は随時行うものとする。

3 規則第5条の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合においては、当該書類を同条第1号及び第2号に掲げる書類とみなす。

(1) この申請に係る高校生等又は専攻科の生徒の保護者等全員の申請年の道府県民税額及び市町村民税額が分かる書類の写し

(2) 前号の証明者が鳥取県外の市区町村長の場合は、その該当する者の基準日以降の住民票の写し

(3) 第4条第2号に該当する保護者等が扶養している者のうち、基準日において15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹全員の健康保険証の写し

(4) この申請に係る高校生等又は専攻科の生徒が基準日において、鳥取県外の高等学校等又は高等学校等専攻科に在籍する場合は、様式第4号に定める在学等証明書

(5) その他、県が必要と認めるもの

4 第1項の申請書は規則第17条第1項による実績報告とみなす。

#### (申請の辞退等)

第8条 第4条に規定する受給要件に該当するにもかかわらず本給付金の受給を辞退しようとする者及び同条に規定する受給要件に該当するか否かを明らかにするための書類を提出しない者は、鳥取県高校生等奨学給付金不受給申出書(様式第5号)を提出するものとする。

#### (交付決定及び交付額の確定の時期等)

第9条 本給付金の交付決定及び交付額の確定は、原則として第7条に定める交付申請の書類を県が受理した日から起算して60日以内に行わなければならない。

2 本給付金の交付決定及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

3 本給付金の不支給を決定したときは、様式第3号により通知するものとする。

#### (交付決定の取消し)

第10条 県は前条により交付決定を受けた保護者等が次の各号に該当すると認められたときは、交付決定の取消し又は変更をすることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 申請内容や添付書類等を偽り、その他不正な手段により交付決定を受けたとき

2 県は前項の決定をしたときは、保護者等に対して給付金を既に給付済みの場合はその全部又は一部を一括して返還させるものとする。

#### (給付金の代理受領)

第11条 本給付金は、保護者等が扶養する本申請に係る高校生等又は専攻科の生徒が通学する高等学校等又は高等学校等専攻科での教育活動に必要な経費に未納がある場合は、当該申請分の本給付金を当該高等学校等又は高等学校等専攻科の長が代理して受領し、当該経費に充てることができるものとする。

2 代理受領した高等学校等又は高等学校等専攻科の長は、当該申請にかかる保護者等に対し、代理受領した理由、本給付金からの充当内容等を明らかにするとともに、残金がある場合は、適切に交付しなければならない。

#### (雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本給付金の交付について必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は平成26年7月1日から施行する。

2 この要綱は、平成26年4月1日以降に第1学年に入学した高校生等の保護者等から適用する。

附 則

この要綱は平成27年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年 5 月 30日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年 5 月 12日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年 7 月 10日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年 6 月 20日から施行する。

附 則

この要綱は令和 2 年 5 月 18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和 2 年 7 月 30日から施行する。

(特例措置)

2 令和 2 年度においては、別表1の番号 2 及び 3 の区分の給付年額にオンライン学習に係る通信費として年額 10,000円を加えた額を給付する。ただし、7 月以降に家計が急変した世帯に対しては、原則、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額に、申請のあった翌月以降の月数に1,000円を乗じた額を加えた額を給付する。  
なお、加算額の給付を受ける場合、様式第 6 号を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和 3 年 1 月 29日から施行する。

(特例措置)

2 令和 2 年度においては、別表 1 の番号 2 及び 3 の区分の給付年額に次項で定める上乗せ支給の単価を加えた額を給付年額とする。上乗せ支給の対象世帯は、別表 1 の番号 2 及び 3 の区分の世帯として給付金を受給した世帯とする。ただし、4～6 月分相当額の前倒し給付の対象となった世帯のうち、7～3 月分相当額の給付金を受給していない世帯を除くものとする。

(上乗せ支給の単価等)

3 上乗せ支給の単価は次のとおりとし、家計急変世帯への支援の対象者については、認定された月にかかわらず定額とする。なお、上乗せ支給に当たっては、改めての交付申請は不要とし、対象者には受給額を文書で通知するものとする。

世帯区分		上乗せ支給の単価	
		国公立	私立
別表 1 の番号 2	通信制の高等学校等	12,000 円	12,000 円
	通信制以外の高等学校等	26,100 円	26,100 円
	高等学校等専攻科	12,000 円	12,000 円
別表 1 の番号 3	通信制の高等学校等	12,000 円	12,000 円
	通信制以外の高等学校等	12,000 円	12,000 円
	高等学校等専攻科	12,000 円	12,000 円

附 則

この要綱は令和 3 年 5 月 10日から施行する。

別表 1

番号	世帯区分	学校区分	給付年額
1	生活保護受給世帯 (通信制在学者も同額。)	国公立	32,300 円
		私 立	52,600 円
2	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額 非課税世帯で、番号 1 及び 3 に該当しない世帯	通信制の 高等学校等	国公立 48,500 円
			私 立 50,100 円
		通信制以外の 高等学校等	国公立 110,100 円
			私 立 129,600 円
		高等学校等 専攻科	国公立 48,500 円
			私 立 50,100 円
3	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額 非課税世帯で 15 歳 (中学生を除く。) 以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹が いる第 2 子以降の対象となる高校生等が いる世帯で、番号 1 に該当しない世帯	通信制の 高等学校等	国公立 48,500 円
			私 立 50,100 円
		通信制以外の 高等学校等	国公立 141,700 円
			私 立 150,000 円
		高等学校等 専攻科	国公立 48,500 円
			私 立 50,100 円

※番号 2 及び 3 の区分において、通信制の高等学校等又は高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は全て通信制の高等学校等の単価、高等学校等専攻科に通う専攻科の生徒は全て高等学校等専攻科の単価を用い、通信制以外の高等学校等に通う高校生等は、全て通信制以外の高等学校等の単価を用いる。

※7月2日以降に家計が急変した者は、番号 2 及び 3 の区分の給付年額について、原則、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した金額を給付する。

※新入生の前倒給付の場合の 4～6 月分相当額は上記給付年額の 1/4 を給付する。7～3 月分相当額については 2 回目の申請状況で判定した上記給付年額から 4～6 月分相当額を差し引いた額を給付する。

別表 2

家計急変世帯	世帯構成	年収見込
道府県民税所得割額及び市町村民 税所得割額の合算額の見込みが非 課税に相当する世帯	3人世帯	2,214,286 円未満
	4人世帯	2,714,286 円未満
	5人世帯	3,214,286 円未満

※上記の例に該当しない場合は、個別に確認する。

申請日 令和 年 月 日

鳥取県知事 様

## 年度鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書

私は、鳥取県高校生等奨学給付金の受給を申請するにあたり、次のことに同意します

- ア 生活保護の生業扶助の受給状況について、居住している市町村を管轄する福祉事務所等へ事実確認すること。
- イ 申請の対象となる高校生等が在籍する高等学校等での教育活動に必要な経費に未納があり、学校長が必要と認めるときは、その受給を学校長が代理して行い、未納額に充てること。
- ウ 申請内容や添付資料等を偽り、又は鳥取県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請を重ねて行う等の不正請求により受給した場合は、鳥取県の求めに応じ全額を即時返還することとなることを承知していること。

## 1 【申請者（保護者等）】申請者は原則、高校生等の保護者等で、保護者等がない場合は本人とします。

申請者住所	〒	ふりがな	
		申請者氏名	
		電話番号	
高校生等との関係	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
申請区分に係る誓約	5 【世帯員の状況】に記入した丸印のある者については、私が扶養しています。 また、私の世帯は次の☑した区分に該当することを誓約します。  申請者氏名： _____  （↓必ずどちらかに☑を記入してください。） <input type="checkbox"/> 令和 年 月 1日現在、生活保護法による生業扶助を受給しています。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 1日現在、道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税であり、かつ、生活保護法による生業扶助を受けていません。		

## 2 【対象となる高校生等】

ふりがな		生年月日	平成 年 月 日生
生徒氏名			
現在の学校	学校名		第 学年
過去に在籍した学校	学校名	年 月 日～ 年 月 日	全日制・定時制 通信制・専攻科
	在学中に給付金を受給した回数	0回・1回・2回・3回・4回・不明	

## 3 【振込口座】給付金の振込先は、原則、申請者の普通預金口座とします。

金融機関名	銀行・金庫・組合						
支店名	支店・出張所 本所・支所			支店コード			
預金種別	普通	口座番号 (右詰め7桁)					
口座名義(カタカナ)							

※ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込用の店名(漢数字)及び口座番号(7桁)を記入してください。

4 【申請区分】該当する申請区分（太枠部分）に○をしてください。

番号	世帯区分		給付金額	申請区分	添付書類	
1	生活保護（生業扶助）受給世帯		国公立	32,300円		・基準日時点において生業扶助を受給していることを証する書類
			私立	52,600円		
2	(全日制課程) (定時制課程) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	番号1、3、4及び5に該当しない世帯	国公立	110,100円		・対象となる高校生等の健康保険証の写し ・保護者等の課税証明書等
			私立	129,600円		
3	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の対象となる高校生等がいる世帯で、番号1に該当しない世帯	国公立	141,700円		・対象となる高校生等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満全員の健康保険証の写し ・保護者等の課税証明書等
			私立	150,000円		
4	(通信制課程) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯		国公立	48,500円		・対象となる高校生等の健康保険証の写し ・保護者等の課税証明書等
			私立	50,100円		
5	(高等学校等専攻科) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯		国公立	48,500円		・対象となる高校生等の健康保険証の写し ・保護者等の課税証明書等
			私立	50,100円		

※通信制の高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は番号4の区分で、高等学校等専攻科に通う生徒は番号5の区分で申請し、通信制及び高等学校等専攻科以外の高校生等は、番号3の区分で申請してください。

※新入生の前倒給付の場合の4～6月分相当額は上記給付金額の1/4を給付します。7～3月分相当額については2回目の申請状況で判定した上記給付金額から4～6月分相当額を差し引いた額を給付します。

5 【世帯員の状況】本人とは、申請の対象となる高校生等のことです。

	扶養の有無	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年	給付金の申請の有無 (高校生等のみ記入)
対象の高校生等	○	本人				有
保護者等						
15歳以上23歳未満の兄弟姉妹 (中学生を除く。)						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※ 申請者（保護者等）が扶養している者について、「扶養の有無」欄に、○印を記入してください。

※ 兄弟姉妹の中で、今年度の本給付金に申請している者がいる場合は、有に☑をしてください。

6 【添付資料の確認】次の書類を添付したか確認し、☑をしてください。

- 保護者等の課税証明書等
- 保護者等の課税証明書等が県外市町村の発行するものである場合は、基準日以後の住民票の写し
- 健康保険証の写し（【世帯員の状況】欄に記載した本人及び兄弟姉妹全員分）※生活保護世帯を除く
- 申請者の氏名と振込口座の名義が異なる場合は、申請者と口座名義人が署名した委任状

申請日 令和 年 月 日

鳥取県知事 様

年度鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書

私は、鳥取県高校生等奨学給付金の受給を申請するにあたり、次のことに同意します

- ア 生活保護の生業扶助の受給状況について、居住している市町村を管轄する福祉事務所等へ事実確認すること。
- イ 申請の対象となる高校生等が在籍する高等学校等での教育活動に必要な経費に未納があり、学校長が必要と認めるときは、その受給を学校長が代理して行い、未納額に充てること。
- ウ 申請内容や添付資料等を偽り、又は鳥取県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請を重ねて行う等の不正請求により受給した場合は、鳥取県の求めに応じ全額を即時返還することとなることを承知していること。

1 【申請者（保護者等）】申請者は原則、高校生等の保護者等で、保護者等がない場合は本人とします。

申請者住所	〒	ふりがな	
		申請者氏名	
		電話番号	
高校生等との関係	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
申請区分に係る誓約	5【世帯員の状況】に記入した丸印のある者については、私が扶養しています。 また、私の世帯は次の☑した区分に該当することを誓約します。  申請者氏名： _____  （↓必ずどちらかに☑を記入してください。） <input type="checkbox"/> 令和 年 月 1日現在、生活保護法による生業扶助を受給しています。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 1日現在、道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税であり、かつ、生活保護法による生業扶助を受けていません。		

2 【対象となる高校生等】

ふりがな 生徒氏名			生年月日	平成 年 月 日生
			在籍学年	第 学年
現在の学校	名称	(国・都道府県・私)立 学校		
	区分	学校種： 高等学校・中等教育校・高等専門学校・専修学校・各種学校 課程： 全日制・定時制・通信制・専攻科		
	住所			
	期間	年 月 日～ 年 月 日	給付金 受給回数	0回・1回・2回・3回・4回・不明
過去に 在籍した学校	名称	学校	課程	全日制・定時制・通信制・専攻科
	期間	年 月 日～ 年 月 日	給付金 受給回数	0回・1回・2回・3回・4回・不明

3 【振込口座】給付金の振込先は、原則、申請者の普通預金口座とします。

金融機関名	銀行・金庫・組合											
支店名	支店・出張所 本所・支所					支店コード						
預金種別	普通	口座番号 (右詰め7桁)										
口座名義(カタカナ)												

※ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込用の店名(漢数字)及び口座番号(7桁)を記入してください。

4 【申請区分】該当する申請区分（太枠部分）に○をしてください。

番号	世帯区分		給付金額	申請区分	添付書類
1	(高等学校等専攻科以外) 生活保護（生業扶助）受給世帯	国公立	32,300円		・基準日時点において生業扶助を受給していることを証する書類
		私立	52,600円		
2	(全日制課程) (定時制課程) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	番号1、3、4及び5に該当しない世帯 国公立	110,100円		・対象となる高校生等の健康保険証の写し ・保護者等の課税証明書等
		私立	129,600円		
3	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の対象となる高校生等がいる世帯で、番号1に該当しない世帯 国公立	141,700円		・対象となる高校生等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満全員の健康保険証の写し ・保護者等の課税証明書等
		私立	150,000円		
4	(通信制課程) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	国公立	48,500円		・対象となる高校生等の健康保険証の写し ・保護者等の課税証明書等
		私立	50,100円		
5	(高等学校等専攻科) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	国公立	48,500円		・対象となる高校生等の健康保険証の写し ・保護者等の課税証明書等
		私立	50,100円		

※通信制の高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は番号4の区分で、高等学校等専攻科に通う生徒は番号5の区分で申請し、通信制及び高等学校等専攻科以外の高校生等は、番号3の区分で申請してください。

※新入生の前倒給付の場合の4～6月分相当額は上記給付金額の1/4を給付します。7～3月分相当額については2回目の申請状況で判定した上記給付金額から4～6月分相当額を差し引いた額を給付します。

5 【世帯員の状況】本人とは、申請の対象となる高校生等のことです。

	扶養の有無	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年	給付金の申請の有無 (高校生等のみ記入)
対象の高校生等	○	本人				有
保護者等						
15歳以上23歳未満の兄弟姉妹 (中学生を除く。)						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※ 申請者（保護者等）が扶養している者について、「扶養の有無」欄に、○印を記入してください。

※ 兄弟姉妹の中で、今年度の本給付金に申請している者がいる場合は、有に☑をしてください。

6 【添付資料の確認】次の書類を添付したか確認し、☑をしてください。

- 在学等証明書（様式第4号）及び保護者等の課税証明書等
- 保護者等の課税証明書等が県外市町村の発行するものである場合は、基準日以後の住民票の写し
- 健康保険証の写し（【世帯員の状況】欄に記載した本人及び兄弟姉妹全員分）※生活保護世帯を除く
- 申請者の氏名と振込口座の名義が異なる場合は、申請者と口座名義人が署名した委任状



申請日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

鳥取県知事 様

年度鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書  
(新型コロナウイルス感染症による家計急変)

私は、鳥取県高校生等奨学給付金の受給を申請するにあたり、次のことに同意します

- ア 申請の対象となる高校生等が在籍する高等学校等での教育活動に必要な経費に未納があり、学校長が必要と認めるときは、その受給を学校長が代理して行い、未納額に充てること。
- イ 申請内容や添付資料等を偽り、又は鳥取県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請を重ねて行う等の不正請求により受給した場合は、鳥取県の求めに応じ全額を即時返還することとなることを承知していること。

1 【申請者 (保護者等)】 申請者は原則、高校生等の保護者等で、保護者等がない場合は本人とします。

申請者住所	〒	ふりがな	
		申請者氏名	
		電話番号	
高校生等との関係	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
申請区分に係る誓約	5 【世帯員の状況】 に記入した丸印のある者については、私が扶養しています。 また、私の世帯は次の☑した区分に該当することを誓約します。  申請者氏名: _____  (↓必ず☑を記入してください。)  <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日現在、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変により道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当であり、かつ、生活保護法による生業扶助を受けていません。		

2 【対象となる高校生等】

ふりがな		生年月日	平成 年 月 日生
生徒氏名			
現在の学校	学校名		第 学年
過去に在籍した学校	学校名	年 月 日～ 年 月 日	全日制・定時制 通信制・専攻科
	在学中に給付金を受給した回数	0回・1回・2回・3回・4回・不明	

3 【振込口座】 給付金の振込先は、原則、申請者の普通預金口座とします。

金融機関名	銀行・金庫・組合												
支店名	支店・出張所 本所・支所					支店コード							
預金種別	普通		口座番号 (右詰め7桁)										
口座名義(カタカナ)													

※ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込用の店名(漢数字)及び口座番号(7桁)を記入してください。

4 【申請区分】該当する申請区分（太枠部分）に○をしてください。

番号	世帯区分		給付金額	申請区分	添付書類
1	(全日制課程) (定時制課程) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	番号2、3及び4に該当しない世帯	国公立 110,100円		・対象となる高校生等の健康保険証の写し ・家計状況の確認書類
			私立 129,600円		
2	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の対象となる高校生等がいる世帯	国公立 141,700円		・対象となる高校生等及び15歳(中学生を除く。)以上23歳未満全員の健康保険証の写し ・家計状況の確認書類
			私立 150,000円		
3	(通信制課程) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯		国公立 48,500円		・対象となる高校生等の健康保険証の写し ・家計状況の確認書類
			私立 50,100円		
4	(高等学校等専攻科) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯		国公立 48,500円		・対象となる高校生等の健康保険証の写し ・家計状況の確認書類
			私立 50,100円		

※通信制の高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は番号3の区分で、高等学校等専攻科に通う生徒は番号4の区分で申請し、通信制及び高等学校等専攻科以外の高校生等は、番号2の区分で申請してください。

※7月2日以降に家計が急変した者は、上記給付金額について、原則、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した金額を給付します。

※新生の前倒給付の場合の4～6月分相当額は上記給付金額の1/4を給付します。7～3月分相当額については2回目の申請状況で判定した上記給付金額から4～6月分相当額を差し引いた額を給付します。

5 【世帯員の状況】本人とは、申請の対象となる高校生等のことです。

	扶養の有無	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年	給付金の申請の有無 (高校生等のみ記入)
対象の高校生等	○	本人				有
保護者等						
15歳以上23歳未満の兄弟姉妹(中学生を除く。)						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※申請者(保護者等)が扶養している者について、「扶養の有無」欄に、○印を記入してください。

※兄弟姉妹の中で、今年度の本給付金に申請している者がいる場合は、有に☑をしてください。

6 【添付資料の確認】次の書類を添付したか確認し、☑をしてください。

- 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等
- 家計状況の確認書類に県外市町村の発行するものを添付する場合は、基準日以降の住民票の写し
- 健康保険証の写し(【世帯員の状況】欄に記載した本人及び兄弟姉妹全員分)
- 申請者の氏名と振込口座の名義が異なる場合は、申請者と口座名義人が署名した委任状

申請日 令和 年 月 日

鳥取県知事 様

年度鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書  
（新型コロナウイルス感染症による家計急変）

私は、鳥取県高校生等奨学給付金の受給を申請するにあたり、次のことに同意します

ア 申請の対象となる高校生等が在籍する高等学校等での教育活動に必要な経費に未納があり、学校長が必要と認めるときは、その受給を学校長が代理して行い、未納額に充てること。

イ 申請内容や添付資料等を偽り、又は鳥取県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請を重ねて行う等の不正請求により受給した場合は、鳥取県の求めに応じ全額を即時返還することとなることを承知していること。

1 【申請者（保護者等）】申請者は原則、高校生等の保護者等で、保護者等がない場合は本人とします。

申請者住所	〒	ふりがな	
		申請者氏名	
		電話番号	
高校生等との関係	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
申請区分に係る誓約	5 【世帯員の状況】に記入した丸印のある者については、私が扶養しています。 また、私の世帯は次の☑した区分に該当することを誓約します。  申請者氏名： _____  （↓必ず☑を記入してください。）  <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日現在、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変により道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当であり、かつ、生活保護法による生業扶助を受けていません。		

2 【対象となる高校生等】

ふりがな		生年月日	平成 年 月 日生
生徒氏名		在籍学年	第 学年
現在の学校	名称	（国・都道府県・私）立 学校	
	区分	学校種： 高等学校・中等教育校・高等専門学校・専修学校・各種学校 課程： 全日制・定時制・通信制・専攻科	
	住所		
	期間	年 月 日～ 年 月 日	給付金受給回数 0回・1回・2回・3回・4回・不明
過去に在籍した学校	名称	学校	課程 全日制・定時制・通信制・専攻科
	期間	年 月 日～ 年 月 日	給付金受給回数 0回・1回・2回・3回・4回・不明

3 【振込口座】給付金の振込先は、原則、申請者の普通預金口座とします。

金融機関名	銀行・金庫・組合												
支店名	支店・出張所 本所・支所					支店コード							
預金種別	普通	口座番号 (右詰め7桁)											
口座名義(カタカナ)													

※ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込用の店名(漢数字)及び口座番号(7桁)を記入してください。

4 【申請区分】該当する申請区分（太枠部分）に○をしてください。

番号	世帯区分		給付金額	申請区分	添付書類
1	(全日制課程) (定時制課程) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	番号2、3及び4に該当しない世帯	国公立 110,100円		・対象となる高校生等の健康保険証の写し ・家計状況の確認書類
			私立 129,600円		
2	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の対象となる高校生等がいる世帯	国公立 141,700円		・対象となる高校生等及び15歳(中学生を除く。)以上23歳未満全員の健康保険証の写し ・家計状況の確認書類
			私立 150,000円		
3	(通信制課程) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯		国公立 48,500円		・対象となる高校生等の健康保険証の写し ・家計状況の確認書類
			私立 50,100円		
4	(高等学校等専攻科) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯		国公立 48,500円		・対象となる高校生等の健康保険証の写し ・家計状況の確認書類
			私立 50,100円		

※通信制の高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は番号3の区分で、高等学校等専攻科に通う生徒は番号4の区分で申請し、通信制及び高等学校等専攻科以外の高校生等は、番号2の区分で申請してください。

※7月2日以降に家計が急変した者は、上記給付金額について、原則、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した金額を給付します。

※新生生の前倒給付の場合の4～6月分相当額は上記給付金額の1/4を給付します。7～3月分相当額については2回目の申請状況で判定した上記給付金額から4～6月分相当額を差し引いた額を給付します。

5 【世帯員の状況】本人とは、申請の対象となる高校生等のことです。

	扶養の有無	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年	給付金の申請の有無 (高校生等のみ記入)
対象の高校生等	○	本人				有
保護者等						
15歳以上23歳未満の兄弟姉妹(中学生を除く。)						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※申請者(保護者等)が扶養している者について、「扶養の有無」欄に、○印を記入してください。

※兄弟姉妹の中で、今年度の本給付金に申請している者がいる場合は、有に☑をしてください。

6 【添付資料の確認】次の書類を添付したか確認し、☑をしてください。

- 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等
- 家計状況の確認書類に県外市町村の発行するものを添付する場合は、基準日以降の住民票の写し
- 健康保険証の写し(【世帯員の状況】欄に記載した本人及び兄弟姉妹全員分)
- 申請者の氏名と振込口座の名義が異なる場合は、申請者と口座名義人が署名した委任状
- 在学証明書(様式第4号)

様  
(生徒氏名： )

職 氏 名  
(公印省略)

年度鳥取県高校生等奨学給付金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けで受け付けた鳥取県高校生等奨学給付金（以下「本給付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

- 1 対象事業  
本給付金の対象事業の内容は、申請書に記載されたとおりとする。
- 2 交付決定額等  
本給付金の算定基準額及び交付決定額は、それぞれ金 円とする。
- 3 交付額の確定  
本給付金の額の確定は、交付決定額のとおりとする。
- 4 補助規程の遵守  
本給付金の收受及び使用等に当たっては、規則及び鳥取県高校生等奨学給付金交付要綱（平成26年7月7日付第201400053943号鳥取県教育委員会教育長通知）の規定に従わなければならない。
- 5 本給付金の振込  
給付金は、申請書に記載の口座に振り込みます。（振込みには1ヶ月程度かかります。）  
給付金の交付については、高校生等が通学する高等学校等の長から代理受領の依頼があったため、高等学校等に振込む予定ですので御承知ください。  
(※波線＝代理受領者用)

様式第3号

年 月 日

様

職 氏 名

(公印省略)

年度鳥取県高校生等奨学給付金不支給決定通知書

年度高校生等奨学給付金について、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

学 校 名 \_\_\_\_\_

対象生徒氏名 \_\_\_\_\_

理 由 \_\_\_\_\_

在学等証明書

下記の者は、 年 月 日現在、当校へ在学しており、かつ休学していないことを証明します。

氏 名	(ふりがな)
生 年 月 日	平成 年 月 日 生
在学する課程	全日制 ・ 定時制 ・ 通信制 ・ 専攻科
学 年	第 学年
入 学 年 月 日	平成 ・ 令和 年 月 日入学
就 学 支 援 金	<input type="checkbox"/> 受給権者 <input type="checkbox"/> 学び直し支援金受給権者

年 月 日

所在地  
 学校名  
 代表者 職氏名

⑩

様式第5号

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

鳥取県高校生等奨学給付金不受給申出書

私は、 年度における鳥取県高校生等奨学給付金受給の申請をしません。

学校名・学年 \_\_\_\_\_ ・ \_\_\_\_\_ 年

生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者等氏名 \_\_\_\_\_

学校受付日（日付又は受付印）

年 月 日

（備考） 学校長は、必要に応じこの様式に所要の調整を加えることができる



